

島警協第 117 号  
平成30年 5月23日

一般社団法人島根県警備業協会  
会 員 各 位

一般社団法人島根県警備業協会  
会 長 吉 岡 健 二 郎

#### 認定個人情報保護団体の対象事業者としての登録手続きについて

対号：平成30年4月9日 島警協第85号「警備業における個人情報の保護に関するガイドライン」の改訂について

平素は、当協会の運営に対し、格別のご理解のもとにご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、個人情報保護に関するガイドラインの改訂については、対号により通知したところですが、このほどは、同通知文書に掲載した「認定個人情報保護団体の対象事業者」の登録手続きについて通知がありましたのでお知らせいたします。

再度通知いたしますが、先般の個人情報保護法改正により、個人情報の取り扱い件数の如何を問わず、全事業所が同法の適用団体となりました。全警協は、既に同法に基づく認定団体対象事業者となっており、加盟する都道府県協会は全警協の下に認定団体対象事業者となっております。

この際、各会員にあっても、全警協の下に認定団体対象事業者（以下 対象事業者という。）として登録されることを推奨いたします。

#### 記

#### 1 対象事業者となることの効果

次のような効果が生じるものと考えられます。

- (1) 苦情処理において、認定個人情報保護団体である全警協が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待できる。
- (2) 認定個人情報保護団体である全警協による適切な情報提供によって、対象事業者における一層の個人情報保護のための取組みが促進される。
- (3) 対象事業者となった場合には、対象事業者となったことを全警協ホームページ等で公表し、顧客等から社会的信頼を得ることができる。

#### 2 対象事業者の義務

対号通知文書記載内容参照

#### 3 認定団体対象事業者（全警協）の業務

全警協は、認定個人情報保護団体として対象事業者に対し、次の業務を行う。

- (1) 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

(2) 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報提供

(4) その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

#### 4 対象事業者登録要件

次のいずれの要件にも適合していることを要します。

(1) 「認定個人情報保護団体業務実施規程」及び「個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」の趣旨に賛同し、個人情報保護法及び警備業における個人情報の保護に関するガイドラインに従い、個人情報を適正に取り扱うこと。

※ 「認定個人情報保護団体業務実施規程」及び「個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」については、全警協ホームページの右下段にある「プライバシーポリシー」から確認することができます。

(2) 個人情報保護法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から、2年を経過しない者に該当しないこと。

#### 5 対象団体登録申請手続き

上記4に適合する旨の

誓約書及び対象事業者になることについての同意書（いずれも「別記様式」）

並びに

別紙1「対象事業者の基本情報確認書」

別紙2「個人情報の取扱いに関する現況申告書」

に必要事項を記載し、下記全警協へ送付してください。

〒 1630632 新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 32 階  
一般社団法人全国警備業協会 警備業個人情報保護推進室

別記様式、別紙1、別紙2については当協会ホームページへも掲載しております。

以上